



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	貴嶋眼科	4614410092	鹿児島県伊佐市大口上 町3番地3	一般病床 7床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 11月20日 令和3年度決算の決定

令和4年 11月20日 令和4年度事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (7) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 光仁会  
 所在地 伊佐市大口上町3-3

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和 5年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	272,674 千円
2. 負 債 額	29,117 千円
3. 純 資 産 額	243,557 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	147,749
B 固 定 資 産	124,925
C 資 産 合 計 (A+B)	272,674
D 負 債 合 計	29,117
E 純 資 産 (C-D)	243,557

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 光仁会  
 所在地 伊佐市大口上町3-3

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	147,749	I 流 動 負 債	9,718
II 固 定 資 産	124,925	II 固 定 負 債	19,399
1 有 形 固 定 資 産	73,804	負 債 合 計	29,117
2 無 形 固 定 資 産	607	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	50,514	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	238,557
		純 資 産 合 計	243,557
資 産 合 計	272,674	負 債 ・ 純 資 産 合 計	272,674



法人名 医療法人 光仁会  
所在地 伊佐市大口上町3-3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監事監査報告書

医療法人 光仁会  
理事長 貴嶋 孝至 殿

私は、医療法人 光仁会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 11月20日

医療法人 光仁会

監事 中崎 隆穂